



重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します (違反対象物公表制度)



〈違反対象物公表制度とは〉

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。



◎公表の対象となる建物は

飲食店、スーパーマーケット、ホテル等、不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設等で一人では避難することが困難な方が利用する建物（特定防火対象物）。

◎公表の対象となる違反

建物に設置が義務づけられた消防用設備等のうち、



①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③自動火災報知設備が設置されていないもの。

◎公表の時期は

消防が立入検査で違反を覚知し、建物関係者に違反を通知した日から**14日**が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、違反が是正されるまでの間、公表は継続します。

◎公表の方法は

伊予消防等事務組合消防本部のホームページに掲載します。



伊予消防等事務組合消防本部 HP

☆制度の開始時期は

2020年4月1日からです。

※建物関係者のみなさまへ※

所有（管理・占有）する建物で次のようなことを行う場合は、事前にご相談ください。

- ・飲食店、物品販売店舗、福祉施設など新規入居
- ・増築、改築、隣接建物と接続工事
- ・窓、扉などの開口部の閉鎖工事

【問い合わせ先】

伊予消防等事務組合消防本部

伊予消防署	089-982-0119	松前消防署	089-984-3404
〃 中山出張所	089-967-1171	砥部消防署	089-962-2119
〃 双海出張所	089-986-0074	〃 広田出張所	089-969-2121

公表対象となる建物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1より抜粋）

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 （1）老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設等 （2）救護施設 （3）乳児院 （4）障害児入所施設 （5）障害者支援施設（障害児であって、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 次に掲げる防火対象物 （1）老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）等 （2）更生施設 （3）助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設等 （4）児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） （5）身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	準地下街（建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）